

西山公園イルミネーション設計・施工プロポーザル実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、「西山公園イルミネーション設置業務委託」の発注先（以下「工事等請負候補者」という。）の特定を、公募した者の中からプロポーザル（企画提案）方式（以下「プロポーザル」という。）により実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 日本の歴史公園100選に選定されている西山公園は、秋・冬季において公園利用者が減少する傾向にあり、西山公園を訪れる方々が昼間だけでなく夜間においても公園の魅力を楽しめる空間を創出し、公園利用者の満足度向上を図ることを目的として、イルミネーションを設置するものである。

また、同時期に実施している「ファミリン西山」のイルミネーション事業は、家族をはじめ、多くの人々が西山公園に集い、仲良く輪となつてつながるイルミネーションでありたいとの思いを表現している。

このコンセプトも踏まえながら、西山公園本来の景観や風景を保全しつつ、高度な技術力、専門的知識及び独創的な発想を有する事業者を工事等請負候補者として特定するため、公募型プロポーザルを実施する。

(参加者の公募)

第3条 市長は、次に掲げる事項を明示して参加する者を公募する。

- (1) 業務の概要に関する事項
- (2) 参加資格の要件に関する事項
- (3) 企画提案を審査する項目に関する事項
- (4) 本手続きに関する事項
- (5) その他必要と認める事項

2 前項の規定による公募は、公告、インターネットの利用、その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(参加者の資格要件)

第4条 プロポーザルに参加しようとする者は、以下の資格要件を満たしているものとする。

- (1) 令和7・8年度鯖江市競争入札参加者名簿に登録され、鯖江市内に本社を有する事業者であること。また、電気工事については、建設業法その他関係法令に基づき当該工事を施工するために必要な許可及び資格を有する電気工事業者が施工を担当する体制を有すること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の受付期間中において、国または地方公共団体、鯖江市から競争入札への指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立または民事再生法(平成11年法律第22号)に基づき再生手続き開始の申立その他類しの倒産手続きを開始していないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税等の滞納がないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団もしくはそれらの履歴となる活動を行う者または同条第6号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (7) 緊急時やメンテナンスの際に、即対応ができるよう県内に本社又は営業所があること。
- (8) 一提案者が複数の企画提案をすることは認めない。

(参加申込)

第5条 参加しようとする者は、参加申込書、第4条の参加者の資格要件を満たす誓約書および附属書類を提出しなければならない。

2 参加申込書等の提出期限は、別に定めるものとする。

(質疑の受付及び回答)

第6条 参加しようとする者に対し、業務内容と契約までの手続きについて、質問を受付、回答する期間を設ける。

2 前項の質疑期間は、第5条第2項の参加申込書提出期限までに実施する。

3 参加しようとする者からの業務内容や契約手続きに関する質疑は、実施要項の公表の日の8日後まで受け付け、質問者に質疑書期限の日から起算して8日以内に回答するほか、すべての参加申込者に報告する。

(資格審査)

第7条 第5条の規定に基づき参加申込書を提出した者について、第4条に定める参加者の資格の審査を行うものとする。

(資格審査結果の通知)

第8条 第7条の資格審査結果を参加申込者に対し書面により通知する。

2 参加の資格を有しない者に対しては、その理由を付するものとする。

(企画提案書の提出)

第9条 参加者は別に定める企画提案書を提出するものとする。

2 前項の企画提案書の提出期限は、別に定めるものとする。

3 提出された企画提案の著作権は、鯖江市に帰属するものとする。

（工事等請負候補者の特定）

第10条 工事等請負候補者の特定は、別に定めるプロポーザル審査委員会において行う。

（工事等請負候補者の決定）

第11条 審査結果に基づき、特定した工事等請負候補者と企画・内容等の仕様について調整の上、契約を締結する。

2 前項の決定の後、審査結果を参加者に対し、書面により通知する。

（補足）

第12条 この要項の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和8年7月22日から施行する。